

## 第四節 水 害

### 一 水害の記録

#### (一) 年表で示す水害

自然編で示したように、わが石井町は吉野川・飯尾川などの河川流域を生活基盤とするために、年々歳々の洪水による被害をこうむらないときはなかった。こうした洪水と被害の様子について、町内の旧村史と古文書(『かどや日記』『林家記録』)、明治以降は公文書綴並びに既刊町村史類・各種新聞などから抽出し、年表として次のとおりまとめた。

#### 石井町災害年表

- 。寛文九(一六六九)年六月二十一日  
大洪水で阿波郡伊月村の多禰経津神社が名西郡上浦村へ流れ着く。『浦庄村史』
- 。貞享四(一六八七)年九月九日  
大風水害、田畑の流失甚大。『高原村史』
- 。元禄十四(一七〇一)年七月十日  
三昼夜にわたり大洪水、舞中島(穴吹町)全戸流失。『高原村史』
- 。享和二(一八〇二)年八月六日  
大洪水。『高原村史』
- 。文化十二(一八一五)年七月六日  
七月六日より風雨、八日大水。『かどや日記』
- 。文政八(一八二五)年八月十四日  
夜半より昼頃まで大雨、夜に入り殊の外の洪水。『かどや日記』
- 。文政九(一八二六)年五月二十一日  
二十一日未明より大雨になり、風は八ツ時より大風に、近年の大しげ大水。『かどや日記』
- 。文政十一(一八二八)年七月一日  
一日風雨烈しく夜より二日に至り大水。『かどや日記』

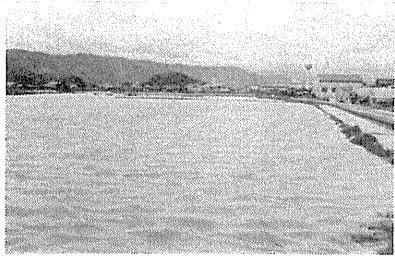
- 。文政十二(一八二九)年五月二十四日  
大洪水『高川原村史』
- 。文政十二(一八二九)年七月十七日  
十七日明方より大雨昼夜降り通し、十八日未明より  
丑寅の風吹出す。『かどや日記』
- 。天保五(一八三四)年八月六日  
昼頃より余程降り出し風も次第に大風に相成り、夜  
半頃止む。二、三〇年以來の大風。『かどや日記』
- 。天保六(一八三五)年七月二十三日  
七月二十三日朝より降出し大野分と相成夜半頃大  
水。『かどや日記』
- 。天保七(一八三六)年八月十三日  
十一日より小雨。十二、三日大降り。夜半過ぎより  
東風しけと成る。『かどや日記』
- 。天保十(一八三九)年八月九日  
八・九日昼夜大降り晚九ツ時より大風吹出し、十日  
朝より出水。『かどや日記』
- 。天保十四(一八四三)年七月六日  
二・三日雨。四・五日天気晚より雨。六日未明より  
ごく大降り、七日夜五ツ時出水。『かどや日記』
- 。安政四(一八五七)年七月二十九日  
大風雨、洪水、五十年來の大水「八朔水」という。  
『徳島県災異誌』
- 。慶応二(一八六六)年八月六日  
連日豪雨「寅年の大水」大洪水により各地で堤防決  
壊。『徳島県災異誌』
- 。明治三(一八七〇)年九月九日  
大暴風・吉野川鮎喰川氾濫し大洪水となる。牛島堤  
防が決潰。林基茂自宅床上三尺。『林家記録』
- 。明治十六(一八八三)年九月十一日〜十二日  
吉野川以南高原・東覚門の堤防内欠多く、高磯村に  
ても其の損害頗る多かつた。『普通新聞』
- 。明治十七(一八八四)年六月二十八日  
大暴風雨被害。『西覚門外一村会議事録』
- 。明治十七(一八八四)年八月二十六日  
台風により平島堤決潰。高原西小学校流失。  
家屋流失数十戸。『高原村史』
- 。明治十八(一八八五)年六月十七日  
吉野川に洪水があり、赤痢が流行。『高川原村史』
- 。明治十八(一八八五)年七月一日

- 東西覚門村界の堤防は一時余程危ふかりしも防禦に  
手ばかりなかりしかば漸やく喰止める。(明治一八  
年七月八日付『普通新聞』)
- 。明治十九(一八八六)年九月十一日  
十日の夜の暴風雨のため十一日出水、石井・城の  
内・高川原・白鳥の諸村被害。(明治一九年九月一  
四日付『普通新聞』)
- 。明治二十一(一八八八)年七月二十一日  
大出水があり、板野郡西条(上板町)・阿波郡知恵  
島(鴨島町)で堤防が決潰。『徳島県議会議史』
- 。明治二十一(一八八八)年七月三十一日  
三十日午後五時頃より疾風強雨、三十一日午前十一  
時過ぎ西覚門村新堤決潰。その個所は本年新たに築  
きたる新堤接続の所より崩壊。(明治二一年八月三  
日付『普通新聞』)
- 。明治二十一(一八八八)年八月三十日  
三十日未明より東南風吹き起り時々暴雨ありて出  
水。(明治二十一年九月六日付『普通新聞』)
- 。明治二十一(一八八八)年九月十一日  
午後四時頃吉野川の出水、夜半過ぎ西覚門村堤防決  
潰し、翌十二日午前二時頃出水極度。(明治二二年  
九月一七日付『普通新聞』)
- 。明治二十五(一八九二)年七月二十三日  
暴風雨のため高畑堤(鍛冶塚堤)決潰、高畑村竜蔵  
堤の西端決潰、其の決潰のカ所より幅四十間・深さ  
三間・長さ三・四十間純然たる小川となり其下は広  
く田圃の間を流れて飯尾川に注ぐ。(明治二五年七  
月三十一日付『徳島日々新聞』)
- 。明治二十五(一八九二)年九月二十三日  
大降雨大洪水、吉野川堤防決潰。『高川原村史』  
『浦庄村史』
- 。明治二十六(一八九三)年十月十三日  
台風のため風水害、高島村鍛冶塚堤三十余間が決  
潰。(明治二六年一〇月一七日付『徳島日々新聞』)
- 。明治二十九(一八九六)年八月十八日  
暴風雨のため、浦庄村下浦尋常小学校が全潰。(明  
治二九年八月二二日付『普通新聞』)
- 。明治三十(一八九七)年九月二十九日  
大風雨、洪水、高畑村の鍛冶塚堤決潰(六十間)堤  
外にある民家十数町も押し流された。(明治三〇年

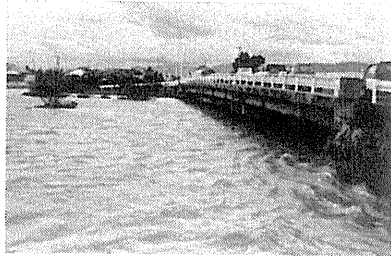
- 一〇月五日付『徳島日々新聞』
- 。明治三十一（一八九八）年八月二十五日  
吉野川大洪水・堤防損亡多し。『高川原村史』
- 。明治三十二（一八九九）年七月八日  
吉野川大洪水、麻植郡牛島村で吉野川決壊江川が本流となり破堤部から石井へ向って濁流が押し寄せ、浦庄、高原、高川原が泥海となる。農作物三割二分減収。『高川原村史』
- 。明治三十三（一九〇〇）年八月二十四日  
吉野川洪水で西覚内渡場不通。（明治三十三年八月二十五日付『徳島日々新聞』）
- 。明治三十三（一九〇〇）年九月二十八日  
台風通過のため、今朝午前八時二十分高瀬渡船場一丈一尺五寸、飯尾川一丈漸次減水、浸水家屋五十戸、堤防異状なし。（明治三十三年九月十九日付『徳島日々新聞』）
- 。明治三十五（一九〇二）年九月七日  
台風により各河川洪水のため、鍛冶塚堤越水。（明治三十五年九月一〇日付『徳島日々新聞』）
- 。明治三十七（一九〇四）年八月三十一日  
台風は室戸岬付近に上陸・吉野川大洪水。『鴨島町史』
- 。明治四十（一九〇七）年九月七日  
台風による洪水のため家屋に浸水被害。（明治四〇年九月一日付『徳島毎日新聞』）
- 。明治四十二（一九〇九）年九月二十日  
吉野川筋増水、一丈五尺増水し渡船止る。船橋流される。（明治四十二年九月二日付『徳島毎日新聞』）
- 。明治四十三（一九一〇）年五月十日  
麦・桑の被害、浸水及風倒等の為に二割減収、桑葉は暴風の為二割の減収。（明治四三年五月一日付『徳島毎日新聞』）
- 。明治四十三（一九一〇）年九月八日  
台風による飯尾川氾濫。一部浸水農作物被害。（明治四三年九月九日付『徳島日々新聞』）
- 。明治四十四（一九一一）年八月十五日  
台風による洪水、石井町は殆んど全部浸水床上。石井駅付近の道路浸水三尺以上となり船で交通。（明治四四年八月一七日付『徳島毎日新聞』）
- 。大正元（一九一二）年九月二十三日  
暴風雨のため吉野川大洪水。（大正元年九月二五日付『徳島毎日新聞』）

- 付『徳島毎日新聞』
- 。大正四（一九一五）年九月八日  
台風のため水稲被害、反収一石一斗一升、明治二十二年以来の低記録となる。（大正四年九月一日付『徳島毎日新聞』）
- 。大正七（一九一八）年七月十二日  
台風で飯尾川出水、水稲に被害。この年七月二十九日。九月十日にも暴風雨。『浦庄村史』
- 。昭和九（一九三四）年九月二十一日  
台風（室戸台風）による被害。（昭和九年九月二四日付『徳島新聞』・『徳島毎日新聞』『浦庄村水害報告書』）
- 。昭和十（一九三五）年八月二十八日  
大暴風・洪水。『徳島県災異誌』
- 。昭和十（一九三五）年九月二十五日  
大風雨・洪水。『徳島県災異誌』
- 。昭和十一（一九三六）年十月二、三日  
九月二十九日から降雨。十月二日の夜最強。『徳島県災異誌』
- 。昭和十五（一九四〇）年九月十一日  
風雨洪水、水稲に被害。『徳島県災異誌』
- 。昭和十九（一九四四）年九月十七日  
台風による出水、高原村平島の旧堤決壊家屋に被害。『徳島県災異誌』
- 。昭和二十（一九四五）年九月十七日  
大型台風（枕崎台風）吉野川上流の高知県の雨量が大きく最大の洪水。『徳島県災異誌』
- 。昭和二十（一九四五）年十月十日  
阿久根台風による洪水害。『徳島県災異誌』
- 。昭和二十一（一九四六）年十二月二十一日  
北海道大地震被害、家屋全壊二十二戸（石井四・浦庄二・高原八・藍畑一・高川原七）死亡者五人（石井三・浦庄一・高原一）（『藍畑村役場報告書』）
- 。昭和二十四（一九四九）年七月三十日  
台風（ヘスター、集中豪雨被害。『徳島県災異誌』）
- 。昭和二十四（一九四九）年八月十六、十八日  
台風ジュディス（九号）、大雨。『徳島県災異誌』
- 。昭和二十五（一九五〇）年九月三日  
台風シューーン（二十八号）、高潮による被害。『徳島県災異誌』
- 。昭和二十五（一九五〇）年九月十三日

昭和62年10月17日の飯尾川の氾濫



浦庄野神橋から西を望む



高浦橋南側



石井字重松付近

台風キシア（二十九号）、各河川は警戒水位を突破。水害発生。『徳島県災異誌』

。昭和二十八（一九五三）年九月二十四～五日

台風テス（十三号）、県下各河川大洪水。『徳島県災異誌』

。昭和二十九（一九五四）年九月七日

台風十三号（キャンイ）による飯尾川水域被害。平島堤一時危険状態となる。『高原村史』

。昭和二十九（一九五四）年九月十三日

台風十二号、各河川大洪水、各地に大きな被害出る。『徳島県災異誌』

。昭和二十九（一九五四）年九月二十六日

台風十五号（洞爺丸台風）大型台風で四国及び北海道に大きな被害を与えた。函館港で連絡船洞爺丸其他を沈没大惨事。『徳島県災異誌』

。昭和三十四（一九五九）年九月二十六日

伊勢湾台風（十五号）潮岬の西から紀伊半島に上陸したAクラスの大台風で九州以外の各地に被害を与えた。『徳島県災異誌』

。昭和三十六（一九六一）年九月十六日

第二室戸台風（十八号）来襲。（昭和三十六年十月一日付『石井町政だより』第七号）

。昭和三十六（一九六一）年十月二十六日

集中豪雨、飯尾川・渡内川は大洪水。（昭和三十六年十一月一日付『石井町政だより』第八号）

。昭和四十五（一九七〇）年八月十四日

台風九号による石井町の農作物被害、浸水面積三〇ha、水稲五〇〇ha（一割減収）、そさい、一ha当たり一〇屯位減収。『石井町役場台風関係綴』

。昭和四十五（一九七〇）年八月二十一日

台風十号による石井町の被害、死者一名、住家九棟、床上浸水七棟、床下二五〇棟、非住家全壊三棟、半壊三棟、道路七カ所決壊、冠水田五〇〇ha、畑二〇〇ha。『石井町役場報告書』

。昭和四十六（一九七一）年八月四～五日

台風十九号による、石井町の被害、道路決壊三カ所、冠水田二〇〇ha、畑一〇〇ha『石井町役場台風関係綴』

。昭和四十六（一九七一）年八月三十日

台風二十三号による石井町の被害、床下浸水六十二

世帯、道路等破損十三カ所冠水農作物二五〇ha

飯尾川二川式揚水場に於ける塵芥処理機処理能力不足につき消防団員により除去。

石井町諏訪一戸に対し避難命令勧告、家財道具移転等消防団員派遣『町役場台風関係綴』

。昭和四十七（一九七二）年九月十六日

台風二十号による石井町の被害、床上浸水三世帯、冠水田一一〇ha、畑三五〇ha、道路破損カ所、一四カ所、稲の倒伏四〇ha。『町役場台風関係綴』

。昭和四十九（一九七四）年九月八～九日

台風十八号による、石井町の被害、床上浸水三戸、床下浸水七〇〇戸、道路決壊三カ所、土砂くずれ二カ所、冠水田一三二ha、畑一一〇ha、浸水田三〇七ha、稲倒伏 一八ha、野菜 大根一〇ha、白菜五ha、甘藍五ha、人参二～三ha。『石井町役場関係綴』

。昭和五十（一九七五）年八月二十二～二十三日

台風六号による、石井町の被害  
家屋半壊一戸、床上浸水一五八戸、床下浸水一四〇六戸、冠水田五〇〇ha、畑二五〇ha、被害総額四億六千九百四十三万円。『石井町役場台風関係綴』

。昭和五十一年（一九七六）年九月八日〜十三日  
 台風十七号による、石井町の被害死者一名、床上浸水二五二戸、床下浸水九七六戸、冠水田三五〇ha、畑二五四ha、被害総額三億三千六百万円。『石井町役場台風関係録』  
 。昭和五十四（一九七九）年九月三十日



昭和9年9月室戸台風（南島橋付近）

台風十六号大雨で河川増水、吉野川は第十堰で警戒水位六・五mのところ、二・四m。石井町内の幼・小・中学校すべて臨時休校。（昭和五十四年十月一日付『徳島新聞』）  
 。昭和五十四（一九七九）年十月十九日  
 紀伊半島から本州を縦貫した台

風二十号、石井―神山線でガケ崩れ。（昭和五十四年十月二十日付『徳島新聞』）  
 。昭和五十五（一九八〇）年九月十一日  
 九州に上陸した大型台風十三号、県道石井・神山線が石井町童学寺越で全面通行止め。（昭和五十四年九月十二日付『徳島新聞』）  
 昭和五十七（一九八二）年八月二十六〜二十七日  
 暴風雨（台風十三号）『徳島県災異誌』  
 。昭和五十七（一九八二）年九月二十五日  
 強風・大雨。（台風十九号）『徳島県災異誌』  
 。昭和六十二（一九八七）年十月十七日  
 強風・大雨。飯尾川・渡内川などの河川増水。石井町内で床下浸水一四七戸。『徳島県災異誌』

（二）記録が示す水害

前項では町内の洪水による被害について、簡要な理解のために年表とした。

ここでは、前項に示したものの内で、明治・大正期のとくに甚大な被害を受けた水害の様子を各種文献、とくに新聞と石井町役場所蔵の公文書から抽出して示すこととする。

1 明治十七年六月二十八日の水害

『西覚円外一村会議事録』にこの時の水害の状況が次のように記録されている。

水災之義ニ付報告

曾テ過般来気候ノ順運ヲ傷シヤ連日風雨頻リニ募リテ止マラス益々暴勢ヲ逞フシテ管村ニ佩ル吉野川筋ニヤケル本月二十七日午前四時頃ヨリ水嵩弥増竟ニ洪水トナリ実ニ該水ハ近來稀レニシテ水量頗ル高ク凡ソ式丈五尺余ニ至レリ尤怒浪ノ漲リ地方ヲ穿チテ突流シ恰モ四面大海ヲナシ其景勢一見忽チ眼面ヲ覆ハサルヘカラサルノ有況タリ然ルニ本村堤防之義ハ村民防禦ノ力ト天幸ヲ得ルトノ二ツニ依リ漸ク其危難ヲ免カレタルト雖モ災害数種ナル以、右ニ概景ヲ記シ不取敢此段報告候也  
 明治十七年六月二十九日

名西郡長

名西郡西覚円外一村  
 戸長 天野雅太郎

災害概景

一堤防

本堤ハ其高老丈五尺余ニシテ吉野川水嵩式丈五尺余ナリ故ニ堤上総テ水越トナリ其勢力襲溢シテ將ニ破壊ニ及ハンズノ景勢タルニヨリ村民之レ身ヲ容ルルノ地ナリ眼前溺死ニ迫ラントスルニ当リ空シク流没ヲ俟ツニ忍ヒサルヲ以住民一般処死トナツテ防禦ニ尽力加フルニ幸ヒ自明ニ向イシヨリ漸ク防キ保チ兼タリ

一道路

押堀或ハ深淵ト変スル数ヶ処アツテ目下人馬車ノ通行断絶セリ

一耕地

反別凡ソ六十九丁三反余ニシテ一円押堀或ハ砂入深淵亦ハ川成ト変セリ  
一人家

本村学校 一棟 但シ 梁行 五間  
桁行 八間

此附属炊事場及厠二ヶ棟

右ハ潰家トナリ該附属ハ勿論本棟半体破裂及其他校用諸器械ハ悉ク皆流失セリ

民家屋 六戸 流失

同 三戸 破損

右ハ 一旦流溺シテ助カリシ者十二人

右ハ未タ水中ニシテ不明ナルヲ以其概略尚明瞭タルハ後報ス

## 2 明治二十一年八月三十日の水害

この時の水害の状況を明治二十一年九月六日付の『普通新聞』は次のように伝えている。

名西野高瀬村改修工営所主任黒沢内務属より去八月三十、廿一の両日間に於ける吉野川出水の景況なりとて其筋へ上申されたる概略を聞くに「三十日ハ未明より東南風吹き起り時々暴雨ありて出水も計り難き模様なるにぞ工場諸材料および工事半途の分等夫々始末方に着手し予て西覚円村破堤箇所の水防鼻止工事を引受け居るを以て黒沢内務属は同村に至り柏木鼻属と共に工事手当の協議をなし材料を運搬して夫々配置の準備をなし居たるが午前十時頃より風雨もますます甚だしく午後一時に至りては水位追々上昇の勢あるにぞ同五時人夫八十余名を集め兼て瀬部村に備へある工業船二艘に乗らしめ（出水の際は高瀬村より西覚円村に直航し難きを以て殊更に瀬部村に上せ置けり）西覚円村に至り直ちに鼻止工事に着手し再築せる川表堤脚および切口折廻し延長十八間余法高二間半の単床工を施せり然れども河水ハ未だ切口に上らざ

るを以て一先ず該工事を中止し河洲に積置ける粗朶其他の材料を切口の箇処へ運搬するうち既に夜に入りたるが何分水位は増高の模様あるにより再び工事に着手したりしも風雨はいよ／＼激烈を加え為めに篝火も其功なく暗黒咫尺を弁せざれば巴むを得ず暫らく操業を止め月の出るを待てり良や久しうして東天微白を帯び漸やく人影を弁ずるに至りしが風雨は少しく衰えしも水勢は終に前施工の単床工を没するに至りしかば尚又法高二間半長凡そ二十三間余を施工し其の虞を察して水中の粗朶を堤上へ操上げ爰に全く休業に就きたるが今回の出水は幸ひにして其最高点十四尺に止まり殊に該堤近傍の流水速度は意外に遅緩にして全く裸堤の処と雖も格別の流崩はあらざりし今其の増水の模様を掲ぐれば左の如し八月三十日午前十二時老尺。午後二時一尺六寸。同四時二尺五寸。同六時三尺五寸。同八時七尺二寸。同十時十尺。同十二時十一尺八寸。三十一日午前二時十三尺五寸。同五時十四尺。以後漸次減水

## 3 明治二十一年九月十一日の西覚円村堤防決壊

明治二十一年九月十七日付『普通新聞』によると次のような状況であった。

一昨日達したる報道によれば去十一日午後四時頃吉野川の出水頗ぶる増加し兼て腹欠げの箇所なりし東覚円村の堤防八十間許破壊したるも其の近傍の傍雨に於ては別に家屋の流失等はなく薄暮に至りて水勢ますます烈げしく漸次増水の模様あるにぞ石井警察署等より吏員が出張して西覚円村字船戸に住居し稍危険の虞ある四十余戸の人々を船に乗せ東覚円村其他安全の場所に送り了りしは同夜の十時頃なりしと又名西郡役所員及び近傍人民は非常の尽力にて切口堤の東部を防禦し居るうち夜半過に及び西覚円村字緑り内の堤防切残りの箇所八十余間漸次に崩壊したるを以て是がために河水の氾濫甚だしく其の近傍なる家屋等を押し流し夫れより延て芝原高畑の両村に浸入したるにより同地は一面の水となり高畑村にて家屋の流失五戸破壊九戸其他作物は悉皆蕩尽したりと翌十二日午前二時頃ハ出水の極度にして其の水位二丈余に及びしが夫より後は追々に減水せり概略の取調を聞くに西覚円村に於て流失したるは居宅五戸小家掛（是は去る七月廿一日の出水に家屋を流したる者の仮小屋なり）四十一戸潰家五戸半潰三戸其他納屋等の破壊したるものは数多なりしが斯る

災害を被むりしは全く同村東傍示の土地十五六間許りの陥没したるによるならんと又た切口堤より西部の被害少なきは今度五十間程の新堤を築き出しありたるがためなるべしといふ尤も同村中に於て人畜の怪我は更になかりしと又た右出水の節築堤工事のために雇はれ居たる人夫数十名も追々増水の模様につき何れも安全の場所へ引払わしめたるに切口堤より三丁程隔たりたる外側の小屋掛に居たる人夫某と家族三人の者は何故か跡に残りて其儘小屋の内に居るうち水は追々に押し寄せ来り終には右の小屋を没する程になりたればスハ大変と周章まどひ親子四人の者は命辛々傍らなる藁の木に攀じ登り声を限に助けを求めれど滔々たる水声の外には絶て答える者もなしアワヤ今一押の水来らば覆没瞬く隙もあらじと生たる心地もなき折柄土木課の工夫某は出水の模様を見んものと切口の傍らなる堤上へ出て眺むるうち遥向うの藁の木に人の登り居る様子なれど今頃此の辺に人の居る筈はなきがと不審ながらに手を挙げて合図したるに向ふよりは忽ち哀れなる声を挙げて救いを乞うものに似たれば扱は逃げ後れて居たる者なるかと急ぎ船を出して四人の者を恙なく救たりと以上出水の景況は未だ詳細という程のものにあらざれば尚此後精確の詳報に接しなばその報道に怠らざるべし

#### 4 明治二十六年十月十三日の鍛冶塚堤決壊

明治二十六年十月十七日付の『徳島日々新聞』はこの時の状況を次のように報道している。

名西郡高島村鍛冶塚堤三十余間決壊せり、鍛冶塚堤と云うは第十堰の南に当り元神宮川筋の堤防にして屢々決壊を以て名あり夫の飯尾川浚渫工事も昨年該堤の決壊に起因する者にして今度の決壊にも亦た同川へ土砂を押し流し水流を壅塞せしならん扱て今度の被害は大凡そ長さ三十間の破壊にして内旧堤十五間、復旧新堤十五間の割合なり破壊の原因は旧堤裏の腹崩れに始まり尋で新堤に及べるなり、扱て此破壊に依り久米治平の本宅、加藤五平の納屋、久米勝次郎の納屋、器械小屋等凡て五棟流失し又右加藤の本宅も半潰れと為れり

#### 第十堰最高の水量

一昨夜第十堰に於ける吉野川の最高水量は一丈九尺二寸に達せり、之れを昨年七月廿四日大洪水の最高水量一丈九尺七寸に比すれば、僅かに五寸低きのみなりと

#### 5 大正元年九月二十二日の大出水

大正元年九月二十五日付の『徳島毎日新聞』にはこの時の出水の模様を次のとおり伝えている。

彼岸の中日見渡す限濁水満々と表現 水かさは田地面上三米潮水浸入一・五米（撫養署調）

慶応二年寅年の大水より六〇糶から九〇糶位高かったという。溺死九人、流失戸七三戸、全半壊八三戸、被災一、四三一人（大寺分署）

名東名西両郡吉野川・飯尾川はらん合体して最もひどかった。北井上村あたりでは、彼岸の中日、全村水底三日三晩屋根の上にて水のひくのを待ったとある。

にぎり飯がなくなれば焼米を食い、ハッタイ粉をはね或は、かた豆をかじり水上生活……

北山から南山へ打渡す大水、岩津から西、中流部でも二、三〇〇人の被災者という。

#### 一 覚円村の破堤

#### (一) はじめに

明治二十一（一八八八）年七月三十一日の吉野川出水による名西郡西覚円村の被害は甚大であった。当時の西覚円村は現在の石井町藍畑字西覚円にあたる。この西覚円村に近い吉野川では、「吉野川改修工事」の名のもとに明

治十九年から、引堤工事といわれる堤防工事が行われていた。吉野川出水による被害は、この引堤工事の弱い個所の破堤が直接の原因で、この破堤の箇所は現在の高瀬橋の上手にあたる。

被害の直接の原因は堤防工事中の防禦不足であった。しかし被害住民は、政府が早くから実施してきた沈床工という、通船のための川底ざらえが原因であるとして、政府並びに県に対して、その責任を追求した。このことは、当時から寛円騒動といわれ、いづれにしても被害並びにその発生原因追求の住民の激昂ぶりを示すものである。

この被害に対して宮内序は金五百円を下賜し、また政府は七万円の国費を支出している。また義捐金は三千円余が集められた。

## (二) 破堤の状況

破堤の状況について、明治二十一年八月三日付の『普通新聞』は、次のとおり報道している。

三十日午後五時頃より疾風強雨漸やくに募り来り、水位頗ぶる上昇せしが、三十一日午前十一時頃に至り水量は已に一大九尺の高さを示しければ、土木課出張員及び郡役所出張員等は何れも堤上に在りて、専ら防禦の用意に着せしむ、同堤防中高瀬渡通りより上手へ二百間許は未だ成工に至らずして、最初目論見の高さより低きこと(即ち成工の堤防より)七八尺ばかりにて、且つ芝付等もなく唯だ堤防の形ありて過半砂利のみなれば、水勢の漸次加わるに随いて、其所此所より滲入し是れと同時に堤腹の土砂を洗い去らるるより出張員らは潰決を恐れ堤の内側へは杭を打ち又は葦疊などを結び付け必死に防禦したるも水量は次第に減ずるようなく、早や堤を乗越えて溢れ入らんの勢いなければ此のうへは多力を以て防ぐの外なしと村民を召集めんため半鐘を鳴して合図したれど何れも自家の逃仕度に他事なければ誰あつて走せ付るものなく漸やく同村惣代のみ走せ付て出張員に力を協せ就中佐野利平天野儀平の兩人は最も立働らきて堰き止めんとする甲斐もなく一段水量を増して今にも竹むところの堤防を潰決し去らん勢いとなりしかば出張所に置きたる書類金庫等が氣遣ひなりてこれ

を取まとめてのち仕方もあらんと井内属湯浅喜三郎、白川実蔵の両臨時雇は逆巻許りの泥水へ泳ぎ入り辛うじて出張所へ返り坐上へ浸入する水の中にて御用書類と金庫の仕末を付けしが此時已に坐板の上幾尺かの水込となりたれば束手なる納屋の二階より家根へ這ひ上りたり前記三氏の家根へ這上ると同時に長田・井本の両属及び臨時雇須見半十郎・岩本莊三郎・大串道藏・小使高石芳藏・粟飯原岩吉・増野某並びに板東榮二郎(出張所に買い上たる家主)同人子息下男下女等都合十八人茲に集まりしが稍ありて前刻まで防禦なし居たる箇所の堤防(出張所の裏手に当る)潰決してドット水の押し込み来り同家東手藍の寝床一棟ドッサリ倒れて十八人の乗居る納家へ流れかかりしかば何かは以て溜るべき納家は真二ツに割れて一方は見るく流失し他の一方即ち十八人の乗居る分もアワヤ水中に沈没せんとしたりしかば一同は引添ひたるモチの木へよじ登り今や干方の付くかと四顧渺茫たる泥海の中に在りて唯だ一株の樹木を命の柱とも頼みつ、凡そ五時間はかりも辛抱したる十八人が心中は如何あらん然るに水勢は更に減ずる模様なきのみか彼の堤防の切口より矢を射る如く流れ来る一の家屋は生憎にも十八人の命を托したるモチの木へ衝突するや否や同樹は名残なく泥海中へ倒れ入り初のうちは浮つ沈みつ流れ出せしにぞ十八人も茲に至って必死の覚悟を極め思ひ／＼に飛び込み下流へ向いて泳ぎしが過半は九死のうちに一生を得て其所彼所へ泳ぎ付しも長田属湯浅臨時雇及び雇人足八木の三名は于今生死不分明にて井本属は東寛円村へ死体の漂着して居たりといふ。

又た前記堤防切れ口へは直ちに船を漕出し家根に乗りうつり流れ居るもの或いは命限り泳ぎ居るもの等凡そ六七十人を救いあげしが此救助船に得逢わで家根に乗りながら下流へ流され生死不明となりしもの少なくも二三十人はあるべきならんと又た辛うじて命のみは助かりしも忽ち饑餓に迫るもの二百四五十人へは東寛円村志磨重三・大磯次郎平の両氏より握飯を炊出し西寛円村天野儀平氏にても百二十余人の罹災者を救助し居れり(以上の如く罹災者の東西に分れしは全た切口より中島神社通りまで新川の出来て併も激流なれば容易に通船のなり難きに因るなり)然れども都受所にては尚ほ救助の行届かざらんと憂ひ切口の磧に仮小家を設け頻りに救助中なり



## (三) 被害の状況

西寛円村堤防破壊による被害状況について当時の『普通新聞』は次のように報道している。

西寛円村被害取調

破堤の延長 三百六十九間

堤の腹欠け 百八十九間

田畑の荒蕪 二百六十二町六反余

寛円村破堤罹災者の取調べ

西寛円村破堤につき溺死人の総計二十六名(内四名は土木課吏員)にて同日までに死体の発見したるも十六名残十名は行方不明 又、家屋を失いたるため忽ち雨露を凌ぐ能わざるものは七十八戸(此の家族合計五百六十余人)にして其筋によれば同村若宮神社地内へ臨時小家掛を設け引移らせたが又右罹災者のうち二三戸を除く外は何れも目下の口糊に指支ゆる以て備荒儲蓄給与規則により当人の望みに委せ食料代金或いは炊出し給与され居るよし。

家屋を流失したる戸数

西寛円村破堤につき流出及び潰崩の家屋は百十六戸で、また、右堤防破潰の為近傍諸村にて流失したる家屋の数は高畑村に二十二戸、東寛円村に四戸、第十村に一戸。

## (四) 災害の復旧

## 1 知事の巡視と陳情

寛円村堤防破壊による東西寛円村の惨状視察のため知事は翌明治二十年八月一日寛円村に一泊二日の予定で来村、宿泊は志摩重三宅、仮土木出張所である光明寺に立寄り被害を確認して帰庁した。

その時、罹災した農民たちは知事に直接面談し、続いて、寛円村の総代佐野利平・佐野佐平・平田弥平等は(天野儀平・板東栄次郎は内務大臣へ)八月七日県庁へ出頭して、知事に対して責任追求と、破堤による被害補償について請願をした。

その時の状況は明治二十一年八月四日付の『普通新聞』に次のように述べている。

農民、知事を路に要す

西井知事林警部長等には八月一日西寛円村破堤の惨状県庁に達するや直ちに実況視察の為め同地へ赴かれ同夜は同村志摩重三氏方に一泊翌二日早朝被害地を隈なく巡視し帰途に就れたる折二十三名の農民(此の人民は何れも改築堤に苦情を唱えしが漸やく地所家屋等を買上他へ移転せしめしものにて今回破堤の切れ口に当る新川以西に住する者なり)ムラ／＼と堤上に現われ知事の一行を進ませず皆な口々に将来の施行向は如何なるか又は目下の生計に困難する状況等を並べ或いは曩に苦情とし視られし立退き一条の不服も今日の破堤を見ては苦情の苦情ならざるを知らるるに足らんなど述べ立て知事の決答を聞くに非らざれば此のところを立ち去るまじ又た知事の一行も進ませじと何れも決心の色見えて動する容子なければ知事は一先づ土木課仮出張所(光明寺)に引取り詳細の説明を与ふべしとて直ちに引返せしにぞ農民も其の跡を慕いドヤ／＼と光明寺へ群り来りければ知事の面接せらるるに先立ち井内属が農民へ接せしに此時農民は何か穩かならぬ挙動の見へしより井内属は内に入り之れに代って知事を始め米本郡長岩本土木課長等出来られしが農民も今度は不穩の挙動もなく改築工事設計の頻艦せしこと其他種々の事柄を述べしうへ我々は今や漸やくにして九死の中に一生を得たりと雖も尚今年秋季に至り如何なる洪水のあらんかも知れざれば実に我々は恰かも自力の下に立に均し寧ろ此の如き危険の場所にありて死を待つよりも相共に此寺に於て死すべしとか或いは仮令今日罪人となるも妻子を見殺しにし家財を流没し泥水を飲んで飢に苦しむに優ること万々なりとか各々積怨を吐露するが中にも父兄に離れ妻子を失ないし悲哀に堪えずや面も得上げず涕涙の潸然たるあれば感慨極つて語を発する能わざるありよし此の挙動に就ては非難すべきところありとするも其の心理裡を推測するときは亦

た云うに忍びざる感ありしとぞサテ人民らの知事等に面して此らの事情を述ぶるうち被害の個所取調べとして同村諸方へ分派したる警部巡查等は何れより此の事を通知せしものか一同に光明寺へ集合し尚も訴うるところあらんとする人民等に説諭し漸くにして其場を引取らせしゆえ知事は直ちに舟を働いて帰庁の途に就く。

#### 覚円村総代知事に謁する

覚円村の総代五名には八月七日県庁に出頭するや酒井知事渡辺一部長磯部二部長米本名西郡長等は官房に列席され右の五名を着座せしめて請願の次第を述べさせたるに其要点は二カ条にて第一は覚円村堤防の破壊せしは改築工事の未だ全く落成せざりしと吉野川改修につき沈床工のため激浪を起したるより自然河水の堤上を溢流して終に不幸今日あるを致したるものにして語を換へて云はば官の施行したる工事の悪かりしより斯る災害を招きたるなり第二は今度の水害のため荒地に属せし田畑を買上げられ且つ其の他の損害金を下付せられ我々をして相当の生計を得せしめられたしというにあるに、知事はこれに対し答えらるる様覚円堤防の工事は客年三月までに充分落成の見込なりしか堤外地質上家屋移転等に際し関係人民に於て種々の故障ありて之かため施工の時期を妨げられ遂に今日の災害を蒙したるは是亦た一の原因というべし去りながら斯る争いをなすも事、既往に属せし今日なれば誠に詮なき事にして他日に至らば其如何は判然すべし又た荒蕪地に属せし田畑の買上げ並びに損害金の下付を望むが如きは何程之れを請願するも詮議には及び難し併し被害の人民を救恤するの点に於ては本官が職権の有る限りは力を尽して其の方法を講究し且つ其筋へも何分の具状する所あらん又た当国の慈善家に於ては応分に義捐金を寄付するなどの向きもあれば<sup>かたが</sup>傍た以て賑恤の道なきに非らざれば各安堵なすへしとの旨を述べられしにて何れも心服したる趣きなり。

#### 2 補償の請願

覚円村の住民たちは、この度の破堤によって全村が壊滅的な被害を受け、住民の殆んどは衣食住はもろろ日常生活にも困難をきわめていた。早速現地視察中の知事等に面談し、難民の生活苦の状況等を述べたが即答を得ず、

住民は説諭されてその場を引き取った。続いて住民総代五名は県庁へ行き、今回覚円村破堤の原因は改築工事が未完成であったことと、沈床工のため激浪を起したので自然河水の堤上を溢流した。それと水害のため荒地となった田畑の買上、損害金の下付によって生計を得るようにと請願した。ところが知事の答弁は、二十年三月に築堤工事の完成が可能であったが、住民たちが堤外地買上、家屋移転等に対して反対し、そのために工事が遅延し災害となつた。それで今度の請願は受けることはできない、とのことであった。

ところが、覚円村の住民は、被害補償問題が中々進展しないので、天野儀平・板東栄次郎を総代人として西覚円村一二九名の連署による「水害罹災ノ件ニ付テ請願書」（明治二十一年十月廿一日付）を名西郡西覚円外三村役所から提出した。

その結果、県知事・名西郡長などの尽力によって内務省から七万円の工事費が支出された。